

## さいたま市告示第607号

証明書等自動交付サービス（コンビニ交付サービス）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 業務名

証明書等自動交付サービス（コンビニ交付サービス）

### 2 指定公金事務取扱者

- (1) 名称 地方公共団体情報システム機構
- (2) 住所又は事務所の所在地 東京都千代田区一番町25番地

### 3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月3日

### 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年4月1日

### 5 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 証明書発行手数料

### 7 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所市民局区政推進部住民記録戸籍担当
- (2) 電話 048（829）1833